|  |  |
| --- | --- |
| 届出区分 | 新規 ・ 変更 ・ 解除 |

　　令和　　年　　月　　日

　※ご記入の前に裏面を必ずお読みください。

**納税通知書等送付先・住所・氏名変更届出書**

我孫子市長あて

《届出者》

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象者との関係

氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　）

　　　　（自宅）　　　　　　　　　　　（携帯）

電　　話

受付印

住民登録地での受取りが困難なため、次の送付先に関係書類の送付をしてください。なお、この届出に関する事項は関係者へは説明済みであり、この届出に関して生じた問題に対する責任は届出者である私が負うことに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 住　所 | □届出者と同じ 〒　　－　 |
| 生年月日 | 明・大・昭・平・令　　　　　　年　　月　　日　 | 電話番号 | □届出者と同じ |
| 　 | □届出者と同じ　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 送付先変更
 | 転送先（受取人） | 住　所 | □届出者と同じ　　〒　　　　－ |
| 　 | □届出者と同じ | 電話番号 | □届出者と同じ |
| 関　係 | 本人・親族（続柄　　　　　）・成年後見人・その他（　　　　　 ） |
| 変更理由 | １ 一時的な居所の変更（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２ 病院・施設等への入院など（病院名・施設名　　　　　　　　　　　　　　　　）３ 本人管理困難（本人の状態　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）４ 送付先変更の解除５ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 変更期間 | 永年　　　　・　　　　令和　　　年　　月まで |
| 転送を希望するもの | □固定資産税　　　　　□市県民税　　　　　□軽自動車税（種別割）　□国民健康保険　　　　□介護保険　　　　　□後期高齢者医療保険 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次のとおり住所変更しましたので届出ます。　 　　　　　　 　　　　　次のとおり氏名変更しましたので届出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ②住所変更 | 新住所 |  | ③氏名変更 | 新姓　(ﾌﾘｶﾞﾅ) |
| 旧住所 | 旧姓　(ﾌﾘｶﾞﾅ) |

 |

**必要書類：**下記本人確認書類（届出者・対象者・受取人が異なる場合は**それぞれ必要。**）

《いずれか１点》　運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、写真付き住基カード、在留カード、

障害者手帳　などの官公署が発行する顔写真付の証明書の写し

《上記がない場合、次のいずれか２点（２点合わせて氏名・住所・生年月日が確認できるもの）》

※記号・番号・QRコード・基礎年金番号等はマスキング（塗りつぶし）が必要。

健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、資格確認書、

介護保険被保険者証、年金手帳・年金証書、基礎年金番号通知書　などの写し

《成年後見人等による届出時》　登記事項証明書（代理行為目録を含む）の写し及び成年後見人等の本人確認書類

 ※成年後見人等による届出時は、対象者の本人確認書類は原則不要。

《法人等が対象者の場合》　対象税目の納税通知書、登記事項証明書の写し　又は対象者の氏名欄に法人印を押印

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 処理日 | 入力 | 確認 | 受付方法 | 受 　 付 |
|  |  |  |  | 来庁・郵送 | 課　　　　　係 |

**ご提出の際には次の事項をご確認ください。**

この届出書は、①送付先変更（住民登録地以外の場所に納税通知書等の送付を希望される場合）②住所変更（市外に在住されている方が、転居をした場合）③氏名変更（市外に居住されている方が、婚姻等により氏名が変更になった場合）などに、変更内容を市役所にお知らせいただくものです。※我孫子市内からの住民票の異動を伴う転出の場合には、我孫子市で転出先が把握できますので届出は必要ありません 。

・送付先の変更にあたっては、送付先（受取人）からの承諾を得てください。

・送付先変更を終了する場合（住民登録地へ送付する場合）は改めて届出書を提出してください。

・送付先をさらに変更する場合（送付先の方の転居も含む）は速やかに届け出てください。

・送付先変更を行い税金・保険料等が未納となった場合には、それに付随する書類（督促・催告書）が変更後の送付先へ送付されます。

・郵便物が送付先に届かない場合は、送付先変更を解除することがあります。

**次の場合には別の様式をご請求ください。（税金に関する通知に限る）**

〇対象者がお亡くなりになられた場合

　お亡くなりになられた方分の通知書等（固定資産税・軽自動車税（種別割）・市県民税）を送付させていただくため「相続人代表者指定届出書」の提出をお願いします。※通知書の送付先を指定していただくための届出であり、固定資産などの相続の手続きは別途行う必要があります。

〇海外等に転出する場合

　海外等へ転出する場合には、納税通知書の受取りなどの連絡窓口となってくださる、国内にいるどなたかを納税管理人とする「納税管理人指定届書」の提出をお願いします。

**【問い合わせ】**

**我孫子市役所**

**代表電話　０４－７１８５－１１１１**

課　税　課 市民税係　　　　　（内線４01・402）

税政係（固定資産税）（内線４０５・４０３）

税政係（軽自動車税）（内線３58・457）

国保年金課　 保険税係　　（内線353・354）

後期医療係　（内線414・415）

高齢者支援課 介護保険係　（内線313・430）